

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	鹿児島市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/gyokan/mynumber_todokede

執行機関名 鹿児島市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	鹿児島市営住宅条例(平成9年条例第13号)による住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)に規定する公営住宅及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に規定する改良住宅を除く。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	35	
③番号法別表第2の項	54	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		鹿児島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第55号)別表第1 第2の項 鹿児島市営住宅条例(平成9年条例第13号)による住宅(公営住宅法(昭和26年法律第193号)に規定する公営住宅及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)に規定する改良住宅を除く。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和三十五年五月十七日法律第八十四号)第1条	鹿児島市営住宅条例(平成9年条例第13号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特優賃住宅法」という。)の規定に基づき市が供給する住宅、市が供給するその他の住宅並びにこれらの住宅に附帯する施設の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		鹿児島市営住宅条例(平成9年条例第13号) 鹿児島市営住宅条例施行規則(平成9年規則第79号) 鹿児島市営住宅家賃等の減免又は徴収猶予に関する取扱要綱